

告示第125号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の者に係る書類を公示送達する。

なお、当該書類は市長が保管し、受領権限を有する者にいつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年 8月31日

館山市長 森 正



記

氏 名	書 類 名	備 考
中川 純一	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼変更通知書（令和7年度相当分）の公示送達について	

以上